平成28年西尾市監査委員公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく西尾市職員措置請求 に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成28年 1 月14日

西尾市監査委員 手 嶋 英 夫 西尾市監査委員 石 川 伸 一

第1 請求文

1 措置請求書

西尾市職員措置請求書

平成27年11月18日

西尾市監査委員 手 嶋 英 夫 殿 同 石 川 伸 一 殿

請求の要旨

- 1.極めて勤務成績の悪い元一色消防団中部分団班長「●●●●」に対して何らの監督・ 指導もしないままに3年間勤務、班長としての退職報償金77千円を支給させた、当 時の一色消防団長「●●●●」に損害賠償させるか、又は、当の「●●●●」に返還 させること。
- 2. このような事態を招いた要因に対して、以下の見直し・改善の措置を執ること。
 - ①「西尾市消防団規則第5条別表2」の部長・班長の要員配置数を「現実に即したもの」或いは「必要数」に変更すること。
 - ②「西尾市消防団規則第8条別表第3」の「部長」「班長」に相当する階級を実体のあるものに変更し、その職務内容を具体的なものにすること。
 - ③夫々の階級への昇進は、階級毎の「昇進基準」と公平・公正な審査・承認の制度に 基づくこと。
 - ④消防本部が、新任の消防団長に対して、管理者として必要な見識・事柄などの「管理者教育」を実施すること。

元一色消防団中部分団員「●●●●」は、入団した平成24年度こそ27回の消防団活動を行ったが、以降平成25、26年度の活動実績は惨憺たるものであった。

	(+ +	<i>,</i> — :	> -				(, ,,,,,,	
年度	4~6 月	7~9 月	10~12月	1~3 月	年間計	緊急動員	緊急出動	緊急出動率
H. 2 4	6	9	8	4	2 7	1 2	4	3 3 %
H. 2 5	1	0	0	0	1	1	0	0 %
H. 2 6	1	2	0	0	3	5	0	0 %
計	8	1 1	8	4	3 1	1 8	4	2 2 %

(表. 1) 一色中部分団「●●●●」の活動回数の経過 (回数)

(考察) ①H. 24年度

「●●●●」の活動回数27回は、当時の中部分団長の108回に対して、たったの25%でしかない。年度こそ異なるが H. 26年度の全分団長の平均活動回数89回(別紙―1)と比べても30%と少なく、その勤務実績は良くないどころか、 寧ろ悪いものである。

②H. 25年度

年間たった1回の活動の内容は、H. 25. 4. 7. の入退団式であり、実質的には、消防団員としての活動は全くなかった。このような団員は、消防団員としては全く必要ではない。(別紙-1)

③H. 26年度

上半期の活動実績

5月9日放水訓練、8月28日車両点検、9月11日ポンプ取扱い訓練の3回の み。

・下半期の活動実績 以降全く活動しておらず、班長としては勿論団員としても失格である。

4)緊急出動率

3年間の緊急出動率が22%では、本来の消防団員の職責を殆ど果たしていない。 しかも、2年も続けて緊急出動率が0%では、消防団員としては全く必要のない 者である。(別紙-2)

⑤上記②, ③の恥ずかしさ

「●●●●」の得た収入と、「民生委員に係る費用」との比較

②H. 25年度に得た収入は、年間報酬54,500円+費用弁償2,000円 = 56,500円

③H. 26年度に得た収入は、年間報酬57,400円+費用弁償2,000円 ×3回=63,400円

※1. ところが、市民の為に働く「民生委員」には年間費用64千円しか予算を 充てていない。(H. 25年度予算)

※2. 民生委員は担当地区数百世帯を対象に、独居老人家庭、老々介護家庭の安 否確認、生活保護家庭の情況確認等々、更には、担当地域法人への共同募金の集 金、長期連休中の児童補導など民生委員の仕事かと思われるようなことまでも行 っている。

%3. たった $1\sim3$ 回の活動で、民生委員 1 人当たりに充てる市の予算額に匹敵する収入を得る、或いは与えることに対して、団員として又は団長として恥ずかしさを覚えないのだろうか?

仮にも、「市民の生命と財産を守る」ために消防団に入団したのならば、「イザ」という時に備えて十分な訓練を積み重ね、出来うる限り緊急出動をすべきであろう。

然るに、H. 25年度の活動が入退団式のみという全くやる気がなく、免職して当然の「● ●●」を、例え本人の意思を確認したとは言え、理不尽にも H. 26.4.1.付けで班長に昇進させた。

そこで、請求人は、H. 26. 第1四半期で「5月19日放水訓練」の1回しか活動していないことを確認したうえで、この全くやる気のない新任班長の昇進取消を求める「住民監査請求」を H. 26. 9. 4. に提出した。(別紙-3)

しかし、H. 26.10.27.付けの「監査結果」は、以下の通りであった。

「団長が当該団員の事情を熟知している分団長と協議し、更に、本人の意思を確認したうえで、団長の判断で班長に任命した事態であった。」としているが、「監査請求」を受けた際に 改めて本人の意思を再確認もしていない良い加減なものであった。

また、「団長が当該団員を班長に任命した行為は、社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権を 濫用したとは認められない。」ことから、「本請求を却下する。」とした。まさに、年間1回の みの活動で臨時職員とはいえ、職員を昇進させることが異常ではない地方自治体があるとい うのだろうか?極めて疑問である。これこそ、「却下」のための屁理屈としか言いようがない。

請求人が「理不尽な昇進」とする理由は以下のとおりである。(別紙-4)

- ・「●●●●」の1回の活動回数は、分団内で最低である。
- ・H. 26も在団した団員で部長・班長にならなかった者は、4人も居る。
- ・多分、その4人から班長昇進の打診を断られたのであろう。
- ・そこで、団長は「班長は名ばかりのもの」という軽い気持ちで、当該団員の班長昇進を進めたものと推察される。

(そうでなければ、同じく H. 26.4.1.付けで、前年度ゼロ回活動の吉良第3分団「● ●●」が班長に昇進などする筈がない。)(※この件も「班長昇進取消請求」をしたが、本人が既に(?)免職されているという理由で却下され、班長昇進の是非には、全く触れず仕舞いである。)

客観的な姿勢で監査すれば、当然請求人が理不尽とする上記理由に気付いたと思われるが、 結果は残念なものであった。

この監査委員による先述の結論は、市民感覚とは大きく乖離しており、唖然とするばかりであり、誠に不思議な監査委員の見識ではある。

しかも、請求人は、このような「理不尽な昇進」の再発防止のため、消防団員の昇進基準の整備、昇進候補者に対する公平・公正な審査、承認の制度の整備を提案したのだが、「却下」

の一言で全て抹消されてしまった。

監査委員の「逃れようもない場合は勧告するが、少しでも屁理屈・詭弁の入る余地があれば全て却下する。」という今までの姿勢では、住民監査請求の精神に悖ることは勿論、各請求の裏に潜む問題を真摯に汲み取り、行政上の不具合を資すということを期待するのは到底不可能なのであろうか。

(1) 何故、このような理不尽な昇進が発生したのか?

実は、この請求を招いた根本の問題は、「西尾市消防団規則第5条別表第2、第3」(別紙― 5)にある。

① (別紙-5) 別表第2の問題点

(表. 2) 一色・中部分団の要員配置

区分	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
消防規則	1	1	3	4	1 6	2 5
H. 25	1	1	3	4	1 5	2 4
H. 26	1	1	3	4	1 1	2 0

(別紙-5)

(早日8年____6

(問題点1)

H. 26年度では、分団長〜班長が9人(45%)、団員が11人(55%)と極めて 頭でっかちな階級編成である。

(問題点2)

仮に班編成するとしても、定員数では班当り4人だが、H. 26年度では、班当り2~3人となり、班としての活動は成り立つ筈もない。

② (別紙-5) 別表第3の問題点

(表. 3) 階級別職務内容の抜粋

階級	職務内容		
分団長	団長の命を受け、当該分団の事務を掌理し、所属の団員を指揮監督する。		
副分団長	分団長を補佐し、分団長に事故ある時又は分団長が欠けた時は、その職務を代理する。		
部長	上司の命を受け、当該部の事務を掌る。		
班長	上司の命を受け、当該班の事務を掌る。		
団員	上司の命を受け、消防事務に従事する。		

(問題点1)

上表に「当該部」、「当該班」とあるが、西尾市消防団条例及び規則に「部」、「班」に関する規定はまったく存在しない。即ち、形式的に使っているだけで、具体的な実体はない。「部長」「班長」は、単なる名誉職としか言いようがない。

(問題点2)

実体のない「部長」、「班長」の肩書を付すことにより、報酬は、団員の54,500円に対し、班長57,400円、部長64,400円と差がついている。消防団活動で団員・班長・部長に内容の差が見られないのに報酬に差があるのは、労働基準法の言う「同一労働同一賃金」の大原則に反するものである。(金額の多寡の問題ではない。)「課 題」

- 1. 有名無実な役付構成を廃止し、実態に即した構成・要員配置へ見直すこと。
- 2.「部長」「班長」に相当する階級の職務内容を具体的なものにすること。
- 3. それぞれの階級への昇進に際しては、階級毎の「昇進基準」による評価に基づくよ う体制整備すること。
- (2) 何故、班長昇進後たったの3回の活動で「任期満了」として退団し、班長としての退職報償金77千円が支給されたのか?

H. 26.4.1.付けで班長に昇進した「 $\oplus \oplus \oplus \oplus$ 」が H. 26年度第1四半期での活動が H. 26.5.9.の1回のみであることを確認したうえで、「班長昇進取消請求」を提出したが却下されたことは、先述の通りである。

しかも、予想通り「●●●●」は、第2四半期でも8月28日と9月11日の2回活動したのみで、以降も全く活動しなかった。更に、年度末には「任期満了」で退団届(別紙一7)を提出し、3年間勤務、班長としての退職報償金77千円を4月1日に受領した。(別紙—8)

問題は、組織外の市民による「住民監査請求」で「班長昇進取消請求」を受けながら、 班長昇進に副団長として関与し、翌26年度は団長として当該班長を重点管理すべき「● ●●●」がなにもしなかったことにある。人事管理上の「重点管理対象」として意識すれば、当然その後の活動状況を確認し、監督・指導する筈だがその痕跡は全く見えない。 その結果、本人の申告通り任期満了で退団させ、退職報償金までも支給させた消防団 長としての見識の無さは、大きな問題である。

その根本原因は、任命権者としての消防団長に「任命した以上は、その結果に責任を 持つ。」という「任命責任」を負っているという認識が全く欠如しているとしか言いよう がないことである。その結果、「為すべき行為をしない。」という「不作為の罪」を犯し、 市民に対して77千円の損害を与えることになった。

即ち、当時の一色消防団長「●●●」の不作為により、本来支給されるべきではない退職報償金77千円を支給させるに至ったのである。そこには、「退職報償金77千円」が市民からの税金の無駄遣いであるという意識があったとは、到底考えられない。

更に付言すれば、上記(1)(2)の問題に関して、消防本部の名が全く出て来ないことに問題がある。それは、消防団運営に関して、消防本部は旧3町時代と変わることなく、その運営を消防団長に「丸投げ」し、殆ど監督・指導出来ていないことにある。

即ち、消防団条例で消防団長に任命権が与えられていることと「丸投げ意識」も相俟って

- ・団員の昇進に関しては全く何も言おうとはしていない。
- ・任命権を与えられ、百名前後の団員を預かる消防団長に対し、何の管理者教育も行っていない。
- ・消防本部は、消防団の上部組織として、積極的に監督指導する姿勢が見られない。

以上より、西尾市長に対して、請求の要旨の通り、次の措置を執ることを請求する。

- 1.極めて勤務成績の悪い元一色消防団中部分団班長「●●●」に対して何らの監督・指導もしないままに3年間勤務、班長としての退職報償金77千円支給させた当時の一色消防団長「●●●●」に損害賠償させるか、又は、当の「●●●●」に返還させること。
- 2. このような事態を招いた要員に対して、以下の見直し・改善の措置を執ること。
 - ①「西尾市消防団規則第5条別表2」の部長・班長の要員配置数を現実に即したもの、あるいは「必要数」に変更すること。
 - ②「西尾市消防団規則第8条別表第3」の「部長、班長」に相当する階級の職務内容を、 具体的にすること。
 - ③夫々の階級への昇進は、階級毎の「昇進基準」の整備、公平・公正な審査・承認の制度 に基づくこと。
 - ④消防本部が、新任の消防団長に対して、管理者としての必要な見識・事柄などの「管理 者教育」を実施すること。

尚、敢えて付言するが、監査委員の「法令・条例等に明らかに違反していなければ、 それが社会通念上おかしいものでも却下」し、市の条例・規則等の問題に全く触れよう ともしない態度では、西尾市の行政が改善・進歩することは殆ど期待できない。 真摯な態度で、現在の市行政についての問題を、市に対して「勧告」とまで言わないが、 せめて「忠告」「提言」しても良いのではなかろうか。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を 請求する。

請求者

住所 ●●●●●●●●●●●

職業 ●●

氏名 ●●●●

(措置請求書は、原文のまま登載した。)

2 事実証明書

- ·全分団長 平成 26 年度活動回数 (請求人作成)
- ・平成26年度 分団別緊急動員に対する緊急出動の情況(請求人作成)
- ・平成26年9月4日付け西尾市職員措置請求書
- ・平成 26 年 10 月 27 日付け西監第 77 号 西尾市職員措置請求に係る監査結果について (通知)
- ・平成25年度 一色・中部分団の階級構成と年間活動回数(請求人作成)

- 西尾市消防団規則
- ・平成 26 年度 西尾市一色消防団一色中部分団名簿
- ・退団届
- 消防団員名簿

第2 監査の結果

前記の監査請求について監査した結果を別紙のとおり請求人に通知した。

請求人 ●●●● 様

西尾市監査委員 手 嶋 英 夫 西尾市監査委員 石 川 伸 一

西尾市職員措置請求に係る監査結果について (通知)

平成27年11月18日付けをもって提出のあった地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づく西尾市職員措置請求(以下「本件請求」という。)について、監査結果は下記のとおりであるので、同条第4項の規定により通知する。

記

第1 請求の受付

1 請求の要旨

(1) 主張する事実

極めて勤務成績の悪い元一色消防団中部分団班長「●●●」(以下「当該団員」という。)に対して何らの監督・指導もしないままに3年間勤務、班長としての退職報償金77千円を支給させたこと。

(2) 違法又は不当とする理由

班長昇進後たったの3回の活動で「任期満了」として退団し、班長としての退職報 償金77千円が支給された。

(3) 求める措置

西尾市長に対して、次の措置を執ることを請求する。

ア 当時の一色消防団長「●●●●」に損害賠償させるか、又は、当該団員に返還 させること。

- イ このような事態を招いた要因に対して、以下の見直し・改善の措置を執ること。
 - (ア)「西尾市消防団規則第5条別表2」の部長・班長の要員配置数を「現実に即したもの」或いは「必要数」に変更すること。
 - (4)「西尾市消防団規則第8条別表第3」の「部長」「班長」に相当する階級を実体のあるものに変更し、その職務内容を具体的なものにすること。
 - (ウ) 夫々の階級への昇進は、階級毎の「昇進基準」と公平・公正な審査・承認の制度に基づくこと。
 - (エ)消防本部が、新任の消防団長に対して、管理者として必要な見識・事柄などの「管理者教育」を実施すること。

(4) 提出された事実証明書

·全分団長 平成 26 年度活動回数 (請求人作成)

- ・平成26年度 分団別緊急動員に対する緊急出動の情況(請求人作成)
- ・平成26年9月4日付け西尾市職員措置請求書
- ・平成 26 年 10 月 27 日付け西監第 77 号 西尾市職員措置請求に係る監査結果について(通知)
- ・平成25年度 一色・中部分団の階級構成と年間活動回数(請求人作成)
- 西尾市消防団規則
- · 平成 26 年度 西尾市一色消防団一色中部分団名簿
- 退団届
- 消防団員名簿

2 請求の受理

本件請求は、平成27年11月18日付けで提出され、監査委員が求めた補正項目に関し、 同年同月20日に請求人により補正がなされた。その結果、本件請求は法第242条第1項 及び第2項の所定の要件を具備しているものと認められたので、同年同月25日付けで受 理した。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づく陳述については、請求人から不要とする旨の回答があったため行わなかった。

また、請求人からの新たな証拠の提出はなかった。

2 監査対象事項

当該団員の勤務状況及び退職報償金支給の実態を監査対象事項とした。

3 監查対象部課

消防団関連事業を所管する消防本部総務課を監査対象部課とした。

4 関係職員の調査

平成27年12月24日、西尾市消防本部において、消防長、消防次長、消防本部総務課主幹及び課長補佐並びに元西尾市一色消防団団長から当該団員の勤務状況及び退職報償金支給の実態について事情聴取した。

5 関係書類の調査

消防本部総務課に対し関係書類の提出を求め調査を実施した。

第3 監査の結果

監査対象事項について調査した結果は、次のとおりである。

1 当該団員の勤務状況について

当該団員は、平成24年4月1日付けで入団し3年間勤務した。1年目の活動実績は27回、2年目は1回、3年目は3回であったが、これは家庭の事情にもよるものであり、当該団員は「自らの地域は自らで守る」という献身的な精神が高いことを分団長を通じ団長が確認していた。

2 退職報償金の支給の実態について

退職報償金は、西尾市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(以下「条例」という。)により支給される。条例第7条第4号に「勤務成績が特に不良であった者」には退職報償金を支給しないとあるが、出動回数の多寡という形式的なものだけではなく、団員の考えや行動を総合的に考慮した団長の意見を参考にした結果、この規定に抵触しないと判断し、当該団員へ退職報償金を支給したものであった。

3 団長の存在について

団長は、消防団の事務を統括し、団員を指揮監督する立場にある。また、団長は分団 長を通じ、団員たちの状況を把握するとともに、常に団員を現場で見守り、郷土愛護の 崇高な精神により、地域の信頼を一手に担う存在である。

第4 監査委員の判断

当該団員への退職報償金の支給は、条例に則った妥当な支出である。

第5 結論

以上のことから、請求人の主張には理由がないものと認め本件請求を棄却する。